

2020年  
9月1日  
第432号



# JR東海労



〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5

TEL 03-3201-0350 FAX 3201-0351

Eメール jrtoukairou@yahoo.co.jp

JR東海労働組合

発行人 木下 和樹

編集人 高山 浩

http://jrtoukairou.sakura.ne.jp/



## コロナによる組合員の不利益を許さないぞ！ 労働協約改訂交渉で職場改善を勝ち取るぞ！

### 全地本代表者会議で意思統一

JR東海労は8月29日、名古屋通信ビルで全地本代表者会議を開催しました。  
畑野副委員長が開会挨拶と座長を行い、議事を進めました。木下委員長挨拶の後、今年度の労働協約改訂などに向けた団体交渉の報告として、森下業務部長が「どの要求も会社はそう考えはない」と、改善する気は全くない。情報活動の展開と併せて「闘っていく」と決意を述べました。  
全体討論では、15名から積極的な発言がされました。業務部及び組織部からの答弁の後、本橋書記長のまとめ、加藤副委員長の閉会挨拶で会議を終了しました。

#### 木下委員長挨拶

第36回定期大会では書面審議による承認に感謝申し上げます。1日に職場復帰し、新幹線の利用者が激減したことが身をもって感じています。8月の新幹線輸送量は26日までで対前年同月比25%です。第1四半期726億円の赤字を計上し、業績予想についてもまだ明らかになっていません。その中で会社は、リ

#### 大会方針を補強する全体討論

ニアを予定通り進めるとしてあります。コロナが収束しても、以前の利用状況に戻ることはないと言われています。生活様式、仕事の進め方が変わっても、働き方が多様化しても、私たちは賃金労働者であることには変わりありません。

◆コロナ禍を口実に、市民を監視する社会にならないようにしなければなりません。

◆出向先会社に組合掲示板の労働協約の部分締結を考えている。

◆裏面添乗を連続してやられた。やられると気分が悪い。これはパワハラである。

◆計画運休で「乗務しなければ労働時間としない」旨の掲示が出された。待機の指示をもらうべきと訴えている。

◆協定改訂関連の情報を20部発行した。祝日手当の廃止について、データを取り情報化した。  
◆集中旅客サービスシステム・駅無人化について

ありません。年末手当が削減されるのではないかと、職場で問題になっています。しかし、赤字だからといって、私たちは黙っていいのでしょうか。こういう時だからこそ、知恵を出し合い、会社の攻撃を押し返すために、奮闘していきましょう。

#### 本橋書記長まとめ

社々の環境が改善された。発言では改善されなかった。なので、書面を提出した。寝室のシーツ代の会社負担などを勝ち取った。  
◆関西新幹線サービスで、有給休暇で課題を課し、未提出者には自宅待機外しの労務管理を行った。本人訴訟で闘っていく。ご支援を。

私たちは、仲間の命を守るため、組合員が不利益にならないよう会社に申し入れ、感染防止対策などを行わせてきました。接客を伴う社員に「検温」が行われていますが、労働組合には一切説明がありません。会社は21日の協約改訂団交で、コロナに感染した場合、検温で37.5度以上の場合の勤務証明は「私傷病休暇」と回答しました。これは無給の休暇でいわゆる病欠です。就業規則第136条に該当した場合、賃金規程126条適用で賃金は60/100の支給です。さらに「人事部長が特に認めた場合は、これにより賃金を100/100とすることもできます。厚生労働省は「例えば100分の100を支払うことを定めていたことが望ましい」と言っています。本部は組合員に不利益とならないよう、これからは会社に対してしっかりと主張して

◆職場改善要求で出向先会社と団交した。年休の取り扱い、熱中症対策などについて掲示で明らかにしてきた。  
◆申し入れに対し、会社は窓口回答で協議が開催されていない。地本は粘り強く交渉し、会社に広い貸会議室を借りさせて開催させた。

いきます。期末手当について会社は、これまで「安定的支給ベースは夏季手当2ヶ月」とし、好調な決算であっても「業績連動ではない」と、抑え込んできました。役員報酬の削減は、わずか10%です。すでに新幹線の収益が当分望めない状況は「健全経営」ではありません。今こそリニア建設中止をしなければなりません。そして、会社の年末手当削減の策動を阻止するために奮闘しなくてはなりません。

労働協約改訂交渉は、4回の団体交渉を終えました。本部は、粘り強い交渉を行います。昨日、安倍首相が辞任を表明しました。しかし、憲法9条改悪をなど平和な生活を脅かす政治は今後も続きます。平和・人権・民主主義を守る闘いを強化していきます。本部は闘いの最先頭で奮闘していきます。

◆車いす対応やスロープの問題で、DPI(障害者インターナショナル日本会議)のアドバイスや国交大臣事務所の訪問を考えている。  
◆年休権共同本人訴訟で、年休優先制度、5日前発表などを訴えている。会社側弁護士がこれに異論を唱えたら裁判長から制止された。私たちの主張が通っている。  
◆闘いによって出向会

# 感染リスクを承知で自宅待機外し!

## 「コロナ・本人訴訟」提訴!

関西地区分会の萩原光廣さんは8月5日、関西新幹線サービスと竹腰所長と山崎副所長(JR東海からの天下り)を相手取り、本人訴訟で大阪地裁に提訴しました。

サービスでは、コロナ感染拡大防止のために自宅待機を命じました。自宅待機は、同社の就業規則第44条6項に定める有給休暇として取り扱うことですが、第一事業所のみ課題の提出を指示しました。有給休暇は、労働日に労働が免除される性格のもので、課題提出労働を指示することはできません。分会は現場で抗議したり、地本もサービスと本社に抗議を行いました。

しかし、第一事業所の竹腰所長と山崎副所長は、課題の提出をやめな



いどころか、課題を提出しない組合員に対し、恣意的な自宅待機外し(職場に出勤)を報復として行ってきたのです。これにより、組合員が大きな感染リスクを被るようになったことは言うまでもありません。

竹腰所長と山崎副所長の行為は、企業が行うべき安全配慮義務違反として

### 自宅待機外しはペナルティーだ!

### 新幹線関西地本がサービスと団交

新幹線関西地本は8月5日、関西新幹線サービスと「新型コロナウイルス感染防止としての自宅待機に関する緊急申し入れ」に基づく団体交渉を開催しました。

直ちに特定の数人に対する自宅待機外しを解消することについて、サービスは、「社員等について、どのような担務を指定するかについては、会社の裁量の範疇であり総合的に勘案して決定している。自宅待機について

も同様である」と回答しました。第一事業所だけがやらせている課題の提出をやめることについては、「自宅待機の時間を

活用し、社員として必要な知識をつけるための課題を出したと聞いている。なお、他の事業所でも自宅待機の時間を活用し、何らかのことをしている」と聞いています。第一事業所の竹腰所長、山崎副所長の自宅待機外しの言動(「やるべきこと(課題提出)をやっていないから、その分、他の人に自宅待機してもらおう」等)について実態を把握して謝罪させることについては、「本社としては予め定められたルール通り運用されている」と、謝罪を拒否しました。

これらの回答に対して地本は、まず、「有給休暇で課題を課したことが誤りである」と主張しました。そして、自宅待機外しは課題を提出していないことが理由なのかを確認したところ、サービスは、「全くないこと

ではない。総合的判断だが理由として入っている可能性はある」と、自宅待機外しの事実を認めました。また、竹腰所長、山崎副所長の自宅待機外しの言動等を本社が確認したのかどうかを質問したところ、「山崎副所長が

提訴には、他の分会からも仲間が駆けつけました。同日、新幹線関西地本は「コロナ・本人訴訟」決起集会を開催し、萩原さんと共に闘うことを確認しました。

## 新幹線車いすスペース拡大の取り組み 一歩前進!

マスク各社は、東海新幹線の車いす用座席(スペース)について「赤羽国土交通相は8月3日、現行の1編成1〜2席から6席に増やすようJR東海に要請し、当面4席としたいJR東海にさらなる拡充を求めた。国交省は障害者団体の意向なども踏まえ、月内に

も全新幹線の車いす用座席の新基準を決める」と報道しました。3日には大井車両基地で6席分の車いす用スペースを設置した車両で、車いすがスムーズに移動できるかなどの検証も行われたとも報道されています。

### 防御装置を持つ

### JR東海の年休制度

### 年休問題講演会に参加!

JR総連主催の年休問題講演会「本来の年休回復のために」が7月28日、目黒さつきビルで開催され、JR東海労から積極的に参加しました。会場に来れない組合員はWebにより講演会を傍聴しました。

闘いの報告としてJR東海労より木下委員長

そういう発言をしたことは確認している」と、事実を認めました。

地本は「それはペナルティだ。本社として自宅待機を外していることを黙認していることだ」と抗議しました。

会議員と連携して、車いす利用のお客様が安全・快適に新幹線をご利用できるように、車いすスペースの拡大などについて、会社に申し入れを行い、改善を求めてきました。

JR東海労の取り組みによって国交省の基準を変えようという、一部ではありますが要求の前進を勝ち取りました。



は、年休裁判の争点・組合側の主張について、具体的に以下の通り説明しました。①前月20日前までの「年次有給休暇申込簿」による届け出について、会社は「仮の時季指定」としているが、過去の判例からもあり得ない。②5日前勤務確定は、「社員の勤務は毎月25日

れているので、会社の主張は根拠がない。⑤会社は、年間20日の年休を取得できる要員は確保し「慢性的な要員不足はない」と主張しているが、年休が失効されたのが現実であり、会社の主張は事実と反する、の5点にわたり説明しました。そして、この間の年休裁判で、法廷と職場との闘いを結合させた闘い、厚生労働省での記者会見などの闘いによって、「勤務・年休発表5日前」を解消させてきたことなどの成果を報告しました。

講演は「時季指定権の防御装置としてのJR東海年休制度」と題し、ジャーナリスト・和光大学名誉教授の竹信三恵子先生より受けました。講演内容は、年休制度がつけられてきた歴史、年休に対する国際的な価値観を紹介した上で、JR東海の年休制度について「幾重もの防御装置ともいえる仕組みにより、保障されているはずの時季指定権を跳ね返す作用がある。年休権の趣旨と意義から大きく逸脱し、労基法の趣旨に反している」と指摘しました。そして最後に、年休裁判は働く人々にワークライフバランスを回復させる出発点になるか、私生活を断念して日本社会の病理を悪化させるかの分岐点になる重要な裁判であると訴えられました。